保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育に係る子どもの数、児童数（3　歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3　歳未満）（非被用者・本則給付分）、児童数（3　歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1　子及び第2　子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3　子以降分）、児童数（3　歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3　子以降分）、児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（3　歳未満）（地方公務員・本則給付分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3　子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（3　歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3　子以降分）、児童数（3　歳未満）（地方公務員・特例給付分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3　子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）及び児童扶養手当支給者数を合併関係市町村ごとの人口によつて按分して算出した数値を用いて算定するものとし、「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道資本費、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立等病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額並びに市町村立看護師等養成所生徒数を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、上水道水資源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金及び市町村上水道一般会計出資債同意等額にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合においては人口によつて按分）し、当該新市町村の七（六）割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、平成二十六年三月三十一日現在の一般被保険者世帯等数、同日現在の一般被保険者数及び平成二十六年三月三十一日現在の住民基本台帳人口を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の

保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育に係る子どもの数、児童数（3　歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3　歳未満）（非被用者・本則給付分）、児童数（3　歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1　子及び第2　子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3　子以降分）、児童数（3　歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3　子以降分）、児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（3　歳未満）（地方公務員・本則給付分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3　子以降分）、児童数（中学校）（被用者・特例給付分）、児童数（3　歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3　子以降分）、児童数（3　歳未満）（地方公務員・特例給付分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1　子及び第2　子分）、児童数（3　歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3　子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）及び児童扶養手当支給者数を合併関係市町村ごとの人口によつて按分して算出した数値を用いて算定するものとし、「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立大学附属病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金及び市町村上水道一般会計出資債同意等額並びに市町村立看護師等養成所生徒数を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、上水道水資源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金及び市町村上水道一般会計出資債同意等額にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合においては人口によつて按分）し、当該新市町村の七（六）割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、平成二十六年三月三十一日現在の一般被保険者世帯等数、同日現在の一般被保険者数及び平成二十六年三月三十一日現在の住民基本台帳人口を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分し、当該新市町村の五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分し、当該市町村の平成二十六年九月三十日現在の一般被保険者数、同日現在の一般被保険者数のうち六十歳以上七十五歳未満の者